

## 松山圏域連携協議会 規約

(名称及び目的)

第1条 この会は、松山圏域連携協議会（以下「協議会」という。）と称し、松山圏域（松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町及び砥部町の区域をいう。以下同じ。）（以下「関係市町」という。）の経済成長を目指すとともに、相互に連携しながら様々な住民サービスを向上・充実させ、圏域住民の安全・安心な生活を守り、及び魅力ある都市圏を形成することで、持続可能な地域社会を構築することを目的とする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 松山圏域の広域的な課題の解決に向けた取組に関すること。
- (2) 松山圏域の活性化のために連携して取り組む事業に関すること。
- (3) その他広域的な連携に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、関係市町の長を会員として組織する。

- 2 協議会は、第1条の目的を達成するため、県その他関係機関に対し、オブザーバーとして協議会への参画を求めることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長1人を置き、松山市長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した会員がその職務を代理する。

(監査人)

第5条 協議会に会計を監査する監査人を置く。

- 2 監査人は、会員の互選により定める。
- 3 会長と監査人は兼ねることができない。
- 4 監査人は、監査の結果を協議会に報告しなければならない。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(幹事会)

第7条 協議会に、協議会の協議事項に関する調査研究及び協議会に関する連絡調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、関係市町の企画担当課長で構成する。
- 3 幹事会に幹事長1人を置き、松山市の企画担当課長をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

(研究部会)

第8条 協議会は、特定の分野に関する調査研究及び事業の推進の検討を行うため、必要に応じて研究部会を置くことができる。

- 2 研究部会は、関係市町の長が指名する職員を部会員として構成する。
- 3 研究部に部会長を置き、部会員の互選により定める。
- 4 研究部の招集は、部会長が行うものとする。
- 5 研究部が会議を行う場合において、幹事会との連絡調整のため必要があるときは、関係市町の企画担当課の職員が、当該会議に参加することができるものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の事務を処理するため、事務局を松山市企画担当課に置く。

(雑則)

第10条 協議会は、対面によるほか、書面等による方法で開催することができる。

- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

付 則

この規約は、平成27年8月28日から施行する。

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

この規約は、令和7年6月1日から施行する。